

岩手県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、令和元年9月8日執行の岩手県議会議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

令和元年8月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

ポスター掲示開始日 令和元年8月30日